第35回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

1. 事業報告

- ・新株予約権等の状況
- ・業務の適正を確保するための体制
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・会社の支配に関する基本方針
- 2. 連結株主資本等変動計算書
- 3. 連結注記表
- 4. 株主資本等変動計算書
- 5. 個別注記表

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

株式会社ジンズホールディングス

上記の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://jinsholdings.com/jp/ja/)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

1. 事業報告

・新株予約権等の状況 その他新株予約権等に関する重要な事項(2022年8月31日現在)

①2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で 除した数とする。
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	修正後8,489円 (転換価額は一定の条件の下、修正又 は調整される)
新株予約権の行使期間	2020年3月13日~2023年2月14日 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権付社債の残高	10,033百万円

②2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で 除した数とする。
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	当初10,218円 (転換価額は一定の条件の下、修正又 は調整される)
新株予約権の行使期間	2020年3月13日~2025年2月14日 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権付社債の残高	10,025百万円

・業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決議いたしました。その内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンスの考え方は、市場からの信任と評価を得られるようにするため、当社で働く全ての役員及び使用人が「倫理」及び「法の遵守」という視点から主体的に組織の浄化・改善や問題の解決を行うべく制定された「ジンズグループ倫理行動指針」を基本としております。

全社的なコンプライアンス体制の整備及び推進を図ることを目的に、コンプライアンスに関する課題を専門的に取り扱う部署として、管理本部法務課内にコンプライアンスグループを設置しております。コンプライアンスグループは、コンプライアンスに関する課題を広く取扱い、組織体制の整備、規程類の整備、全社的な情報収集を行っております。各部署で発生したコンプライアンスに関する事案を当該グループに集約することで、迅速で適切な対応を図る体制を構築するものです。

また、管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を常設し、定期的に各部署がコンプライアンスに関する事案及び取り組み等について報告する機会を設けております。同委員会はコンプライアンスグループを事務局とし、さらなる情報の集約を実行するものとなっております。

コンプライアンスグループにおいて、役職員へ向けたコンプライアンス教育を定期的に実施しております。コンプライアンス教育を通じて、役職員のコンプライアンスの理解度を向上させ、ジンズグループ倫理行動指針の浸透を図っております。

コンプライアンスグループ内にコンプライアンスホットラインとして公益通報窓口を設置し、通報者から直接情報収集を行うことができる体制をとっております。コンプライアンスホットラインは、コンプライアンスグループ内に設置している窓口及び個人情報を一切保存しない完全匿名な通報窓口システムの2つの社内窓口の他、独立性を有する法律事務所を社外窓口として設置し、より通報者の匿名性の確保を確実なものとしております。

監査担当部署は、社内規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、 職務の執行の手続き及び内容の妥当性等について、定期的に内部監査を実施し、取締役会、監 査役会及び代表取締役に対してその結果を報告しております。

反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、全役職員が遵守すべき規範である「倫理行動規範」において、社会秩序の脅威となる反社会的勢力への毅然とした対応、違法行為・反社会的行為との断絶、及び反社会的勢力に対する一切の利益供与の禁止を宣言し、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を、文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」といいます。)に記録・保存し、管理しております。「文書管理規程」には、保存すべき文書の範囲、保存期間、保存場所、その他文書等の保存及び管理の体制について定めております。なお、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

-3 -

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクの顕在化防止に係る管理体制の整備、顕在化したリスクへの対応等を行うことにより、ジンズグループの業務の円滑な運営に資することを目的として「リスク管理規程」を定めております。「リスク管理規程」において、社会関連リスク、労務リスク、コンプライアンスリスク、製品・サービスリスク、情報関連リスク、事務リスク、信用リスク及びシステムリスクその他ガバナンス本部長が指定したリスクについて対応部署を明確に定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築することとしております。

当社は、リスク管理を専門的に取り扱う部署としてリスク管理グループをガバナンス本部ガ バナンス推進課内に設置するほか、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報管理委 **昌会、情報セキュリティ委員会及び個人情報委員会を専門委員会として設置し、専門委員会を** 統括することを目的として、代表取締役を委員長とするガバナンス統括委員会を設置しており ます。各専門委員会は、その議事内容について定期的にガバナンス統括委員会へ報告するもの とし、ガバナンス統括委員会は、定期的にその議事内容について、取締役会及び監査役会に報 告する体制としております。リスク管理委員会では、海外のグループ会社内に設置するリスク 管理委員会及び各部署からの報告も受けており、グループ全体としてのリスクに関する情報を 集約できる体制をとっております。また、当社は、情報セキュリティに関するジンズグループ 全体の指針として、「情報セキュリティポリシー」を定め、保有する情報資産に対する機密性、 完全性及び可用性の維持ならびに向上を図り、ステークホルダーの信頼に応える体制をとって おります。ガバナンス本部内に情報セキュリティに特化したITガバナンス課を設置し、社内の ITセキュリティ体制を構築し、不正侵入及びハッキングへの対策等を行うとともに、委託先の 情報セキュリティについても必要な監督を行っております。特に、個人情報については、ガバ ナンス本部内に個人情報保護に特化したプライバシーガバナンスグループを設置し、社内の個 人情報保護体制を構築し、個人情報保護に関する法令遵守の徹底及び適切な取り扱いの確保を 行っております。

加えて、監査担当部署がリスク管理委員会に報告されたリスクに対する管理状況を監査することで、内部統制と一体化したリスク管理を推進しております。今後も引き続き事業活動上の重大な事態が発生した場合には、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限に止める体制を整えてまいります。

その他、次のリスクに於ける事業の継続を確保するため、「経営危機対策要領」を定め、リスク管理体制を整備してまいります。

- 1) 地震、洪水、火災等の災害及び事故により重大な損失を被るリスク
- 2) 役員・従業員の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
- 3) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
- 4) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンを定めるため、中期経営計画及び単年度の事業計画を策定しております。経営計画及び事業計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っております。

また、執行役員制度の導入により、一部業務執行権限の委譲による取締役の監督機能の強化を図るとともに、取締役会の下に、執行役員等で構成し代表取締役が議長を務める経営会議を設置し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行っております。

(5) 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの総合的な事業の発展と繁栄を図り、関係会社の職務執行が効率的に行われる体制を整備・構築するため、「関係会社管理規程」を制定しております。

「関係会社管理規程」に従い、管掌責任者及び所管部門は事前の相談・報告と合議により関係会社に対する管理・指導を行っております。

当社グループの業績に対して重要度の高い関係会社は、当社常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び当該関係会社経営陣により構成される経営連絡会において、経営成績その他の重要な事項について、定期的に報告を行います。

当社は、「リスク管理規程」により、当社グループを横断したリスク管理体制を整備・構築し、また関係会社においても「経営危機対策要領」に定めた災害、事故等が発生した場合は、速やかに対策本部を設置し対応を行います。

また、「ジンズグループ倫理行動指針」及び「倫理行動規範」は、当社及び関係会社の全ての役職員を対象とするものとしており、全ての対象者に周知してまいります。

監査担当部署は、関係会社の業務の状況について、定期的に監査を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査役会の運営事務その他の職務遂行につき補助すべき使用人(以下「監査役補助使用人」といいます。)の配置を求めた場合には、監査役と協議のうえ、速やかに監査役補助使用人を配置してまいります。

(7) 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助使用人の異動・人事評価については、事前に監査役の合意を得るものといたします。また、監査役から監査業務に必要な命令を受けた監査補助使用人は、その職務に必要な範囲内において、文書の閲覧、調査場所への立入りその他の権限を有するものとしております。

(8) 取締役、執行役員及びその他の使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び執行役員は、定期的に職務執行状況を監査役に報告しております。また、取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告することとしております。

使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告する ことができることとしております。

コンプライアンスホットライン担当者は、通報窓口宛に通報を受けた事項のうち、取締役の 職務に関する事項を監査役に伝達いたします。

監査役は、通報窓口への通報内容及び対応状況の報告と再発防止策の協議・検討を行うコンプライアンス委員会、ジンズグループ全体のリスク管理の推進について報告を行うリスク管理委員会、再発防止策の協議・検討を行うガバナンス統括委員会並びにコンプライアンス違反にかかる事実認定を行う賞罰委員会等の委員会に出席いたします。

(9) 関係会社の役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

関係会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役及び使用人と同様に、各社に重大な 影響を与える事実が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、速やかに監査役に報告 を行っております。

監査役は、必要に応じて関係会社の取締役及び使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、関係会社の監査役に対しても、監査の状況の報告を求めることができます。

当社は、前項及び本項により監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、当社又は関係会社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を整備いたします。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求した時は、速やかに当該請求を処理いたします。

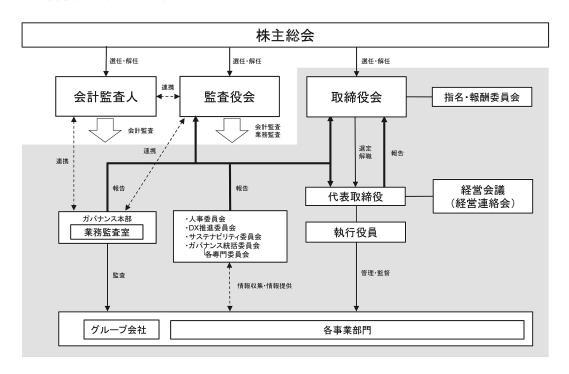
(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人、並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役の監査に積極的に協力して、業務の実施状況を報告し、その職務に係る資料を開示しております。

また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、情報交換や業務執行状況の確認をするとともに、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の外部専門家と相談し、重要な改善策を取締役会に具申しております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの整備、運用並びにその評価・改善に取り組んでおります。



・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループ全体の情報を集約し一元化するため、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報管理委員会、情報セキュリティ委員会及び個人情報委員会といった専門委員会を統括する「ガバナンス統括委員会」を設置いたしました。また、当社グループ全体の業務の適正を確保するために、海外を含む子会社のリスク管理委員会、コンプライアンス委員会との情報共有及び意見交換を実施するとともに、海外子会社の規程の整備を推進いたしました。

内部統制システム全般の整備・運用状況については、業務監査室が継続的にモニタリングを実施し、改善・強化に取り組んでおります。

(2) コンプライアンス

コンプライアンス委員会の運営を通じ、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成に 努めるとともに、ケーススタディに重点を置いた従業員向けeラーニングのコンテンツの充実 と受講実績の管理を徹底することで、実態に即したコンプライアンス教育を推進いたしまし た。

また、コンプライアンスホットラインの窓口を拡充し、その制度周知に努めるとともに、通報事案については社内各部署、外部専門家と連携し適切な対応を行うとともに、コンプライアンス委員会において適時に報告を行っております。

(3) リスク管理

リスク管理委員会、情報管理委員会、個人情報委員会及び情報セキュリティ委員会は、各子会社と定期的に情報共有と意見交換を行い、当社及び子会社から報告された各種リスクについて対策を検討し、迅速かつ適切な対応を行っております。

(4) 内部監査

業務監査室及びITガバナンス課は、監査基本計画書に基づき当社グループの内部監査を実施しております。

・会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

— 8 **—**

2. 連結株主資本等変動計算書(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

(単位:百万円)

			株主資本			その他の	包括利	益累計額	
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	純 資 産合 計
2021年9月1日 残高	3,202	3,228	18,747	△5,002	20,176	_	43	43	20,219
会計方針の変更による 累積的影響額			△12		△12				△12
会計方針の変更を反映 した当期首残高	3,202	3,228	18,735	△5,002	20,164	_	43	43	20,207
当期変動額									
剰余金の配当			△863		△863				△863
親会社株主に帰属する 当期純利益			750		750				750
自己株式の取得				△0	△0				△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						189	122	312	312
当期変動額合計	_	_	△112	△0	△112	189	122	312	199
2022年8月31日 残高	3,202	3,228	18,623	△5,003	20,051	189	166	355	20,406

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数

・連結子会社の名称

11社

株式会社ジンズ

株式会社Think Lab

吉姿商貿(瀋陽)有限公司

睛姿(上海)企業管理有限公司

睛姿美視商貿(北京)有限公司

JINS US Holdings, Inc.

JINS Eyewear US, Inc.

IINS CAYMAN Limited

IINS ASIA HOLDINGS Limited

台灣睛姿股份有限公司

JINS Hong Kong Limited

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

株式会社ジンズノーマ

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり合計の総資産、売上高、当期純損益 及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため 連結の範囲から除外しております。

— 10 —

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数および主要な会社等の名称
 - ・持分法を適用した非連結子会社の数なし
 - ・持分法適用関連会社の数 1社

FITTINGBOX S.A.

- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・会社等の名称 株式会社ジンズノーマ
 - ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余 金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影

響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適

用範囲から除外しております。

- ③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の直近の四半期決算を基にした仮決算 により作成した計算書類を使用しております。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

<u>会社名</u>	<u>決算日</u>	
吉姿商貿(瀋陽)有限公司	12月31日	(注) 1
睛姿(上海)企業管理有限公司	12月31日	(注) 1
睛姿美視商貿(北京)有限公司	12月31日	(注) 1
JINS US Holdings, Inc.	6月30日	(注) 2
JINS Eyewear US, Inc.	6月30日	(注) 2
JINS CAYMAN Limited	12月31日	(注) 1
JINS ASIA HOLDINGS Limited	12月31日	(注) 1
台灣睛姿股份有限公司	12月31日	(注) 1
JINS Hong Kong Limited	12月31日	(注) 1

- (注) 1. 6月30日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
 - 2. 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

以外のもの(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均

法により算定しております。)

市場価格のない株式等移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

当社及び連結子会社は主として先入先出法による原価法(貸借対照 表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採 用しております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

但し、工具、器具及び備品等については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4 年~50年

構築物 10年~20年

工具、器具及び備品 3年~15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

但し、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用 可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当 連結会計年度負担額を計上しております。

口, 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に係る交換費用の発生に備えるため、過去の保証交換の実績に基づき、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

ハ. 事務所移転費用引当金

東京本社の移転を決定したことに伴い、新東京本社に転居後、旧東京本社の原状回復工事を行うと見込まれる期間の賃借料相当額を計上しております。

二. 事業構造改革費用引当金

米国事業の構造改革に伴う未経過分の地代家賃等を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業内容は眼鏡小売であり、商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。他社が運営するポイント制度に基づき商品販売時に顧客に付与するポイント相当額については、取引価格の算定にあたって、第三者のために回収する額と判断し、純額で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、3年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

① 返品権付きの販売

返品権付きの販売について、返品されると見込まれる商品の収益及び売上原価相当額を除いた額を収益及び売上原価として認識する方法に変更しており、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、返金負債の決済時に顧客から商品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

② 他社ポイントに係る収益認識

他社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い発生する付与ポイント相当額について、従来は、販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格から付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 1.337百万円
 - ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することが出来る範囲で計上しております。

計上にあたっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りを行っております。また、 課税所得の見込額の算定には事業計画を使用しており、当該事業計画の主要な仮定は売上高成長率であり ます。売上高成長率は、各店舗における過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、策定しており ます。

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しています。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、2023年8月期を通じて全般的に経済が回復に向かうと仮定し、見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に関しては不確定要素が多く、上記仮定に変化が生じた場合は、翌連結会計年度以降において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位:百万円)

	国内アイウエア事業	海外アイウエア事業	計
有形固定資産	7,407	2,063	9,471
無形固定資産	997	165	1,163
減損損失	191	164	355

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各営業店舗等を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社・事務所等については全社資産としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については、帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか大きい額により測定しています。使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは各店舗の事業計画を基礎としております。

店舗の将来事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は、各店舗における過去 実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、策定しております。

この将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しています。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、2023年8月期を通じて全般的に経済が回復に向かうと仮定し、見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に関しては不確定要素が多く、上記仮定に変化が生じた場合には、将来キャッシュ・フローの見積り影響を受け、結果として翌連結会計年度以降において減損損失が発生する可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

2022年1月14日に発表いたしました「東京本社移転に関するお知らせ」のとおり、当社は2023年2月に 東京本社の移転を予定しております。これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短 縮し、将来にわたり変更しております。

また、本社移転等に係る資産除去債務につきましては、新たな情報の入手に伴う見積額の変更に加え、移転予定日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するように変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微です。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

14.847百万円

(2) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社グループ、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社グループは貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額

227百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株	式	の	種	類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普	通		株	式	23,980,000株		-株		-株	23,980,000株

(2) 自己株式に関する事項

株	式	の種	類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普	通	株	定	639,784株		31株		-株	639,815株

(3) 配当に関する事項

配当金支払額

決	議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基	準 日	効 力 発 生 日
2021年1定時株	1月25日主総会	普通株式	466	20.00	2021年	8月31日	2021年11月26日
2022 年 4 取 締	4月8日 役 会	普通株式	396	17.00	2022年	2 月 28 日	2022年5月13日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	111. 4 . 4 4 1 E. 1 . 4 . 7 . 4 . 7 .	
	2023年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債に付された新株 予約権	2025年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債に付された新株 予約権
発行決議日	2020年2月12日	2020年2月12日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,177,995株	978,665株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、設備投資計画に照らして必要となる資金を主として自己資本を基本としておりますが、必要に応じて銀行借入及びリース契約により調達しております。

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、ほぼ2ヶ月以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、ほぼ全てが3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

転換社債型新株予約権付社債は、アイウエア事業のさらなる拡大及び新規事業の開発や持続的成長を可能にするための投資等を目的とした資金調達であり、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、当社グループでは適時に資金計画を作成・更新することで、流動性リスクの管理を行っております。

借入金及びリース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

						連結貸借対照表計上額	時	価	差	額
1	投	資有	有 価	証	券					
	そ	の他	有有	西 証	券	258		258		_
2	敷釒	き及び	保証金	: (注	2)	4,522		4,274		△248
	資		産		計	4,781		4,532		△248
3	転換	社債型	斯株予約	権付	社債	20,058		19,750		△308
4	長	期	借	入	金	202		201		△0
(5)	IJ	_	ス	債	務	688		688		0
	負		債		計	20,948		20,640		△308

- (注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金及び未払費用」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。
- (注) 2. 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「連結貸借対照表計上額」 との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる 金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注) 3. 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

		区	分			当連結会計年度
非	上	場	株	式	等	1,908

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル に分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価					
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計		
投 資 有 価 証 券						
その他有価証券						
株式	258	_	_	258		
資 産 計	258	_	_	258		

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分					時価					
		区刀			レベル 1	レベル 2	レベル3	合計		
敷	金及	び	保	证 金	_	4,274	_	4,274		
資		産		計	_	4,274	_	4,274		
転換	社債型	新株子	豹権	付社債	_	19,750	_	19,750		
長	期	借	入	金	_	201	_	201		
IJ	_	ス	債	務	_	688	_	688		
負		債		計	_	20,640	_	20,640		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

一定の期間ごとに分解し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

市場価格によっておりますが、活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)及びリース債務(1年内返済予定のリース債務含む)

元利金の合計額を、同様の新規借り入れ又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた割引 現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

		報告セグメント	
	国内アイウエア事業	海外アイウエア事業	計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	53,303	13,597	66,901
外部顧客への売上高	53,303	13,597	66,901

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準|に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位:百万円)

	(
	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	252
契約負債 (期末残高)	350

契約負債は、主に顧客に引渡した時点で収益を認識する眼鏡販売等の契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、252百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは個別の予想契約期間1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存 履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な取引はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

874円 33 銭

(2) 1株当たり当期純利益

32円 17銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(1) 当座貸越契約

当社及び一部の子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

①円貨建取引

0.777-7.71			
当座貸越極度額	10,800百万円		
借入実行残高	_		
差引未実行残高	10,800百万円	•	
②外貨建取引			
中国元			
当座貸越極度額	2,404百万円	(外貨額	120百万元)
借入実行残高	2,014百万円	(外貨額	100百万元)
差引未実行残高	389百万円	(外貨額	19百万元)
香港ドル			
当座貸越極度額	441百万円	(外貨額	25百万香港ドル)
借入実行残高	72百万円	(外貨額	4百万香港ドル)
差引未実行残高	369百万円	(外貨額	20百万香港ドル)
台湾ドル			
当座貸越極度額	59百万円	(外貨額	13百万台湾ドル)
借入実行残高	_	(外貨額	-)
差引未実行残高	59百万円	(外貨額	13百万台湾ドル)

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2017年8月29日付にて取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

契約の総額8,000百万円連結会計年度末借入可能残高4,000百万円借入実行金額-差引未実行残高4,000百万円

なお、当該コミットメントライン契約のコミット期間は2022年8月31日に終了となるため、2022年8月26日付で2022年9月1日をコミット期間開始日とする契約を締結しておりますが、契約の総額、借入可能残高に変更はありません。

(3) 財務制限条項

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行とコミットメント契約を締結しており、これらの契約には下記の財務制限条項が付されております。

2017年8月29日付コミットメントライン契約

契約の総額8,000百万円連結会計年度末借入可能残高4,000百万円借入実行残高-差引未実行残高4,000百万円

以上の契約にかかる財務制限条項

- ①契約締結日以降の各決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約締結日直前の決算期末日における金額の75%、または直近の各決算期末日における金額の75%のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ②契約締結日以降の各決算期末日における連結損益計算書の経常損益の額を2期連続して損失としないこと。

なお、当該コミットメントライン契約のコミット期間は2022年8月31日に終了となるため、2022年8月26日付で2022年9月1日をコミット期間開始日とする契約を締結しておりますが、財務制限条項に変更はありません。

(4) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

店舗等の建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に10年と見積り、割引率は主に国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期百残局	528自万円
有形固定資産の取得等に伴う増加	額 54百万円
時の経過による調整額	5百万円
見積りの変更による増減額	59百万円
資産除去債務の履行による減少額	△26百万円
期末残高	621百万円

(5) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用		途	種		類	場			所	減	損	損	失
店	舗	等	建	物	他	関	東	地	方		109	9百万	j円
店		舗	建	物	他	中	部	地	方		2	1百万	門
店		舗	建	物	他	近	畿	地	方		20)百万	j円
店		舗	建	物	他	九小	月・沖	中縄均	也方		39	9百万	河
店		舗	建	物	他	中			玉		55	5百万	門
店		舗	建	物	他	台			湾		19	9百万	j円
店		舗	ソフ	トウエ	ア他	米			玉		89	9百万	ī円
合 計											355	5百万	門

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社・事務所等については全社資産としてグルーピングしております。

減損損失の認識に至った経緯としては、収益性の悪化が見られる店舗等及び退店の意思決定を行った店舗に係る固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(355百万円)として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は、使用価値または正味売却価額のいずれか大きい額により測定しております。

その内訳は以下のとおりであります。

建物及び構築物	203百万円
その他	152百万円
	355百万円

(6) 店舗臨時休業による損失

中国における新型コロナウイルス感染症拡大により、断続的に行われた都市封鎖等を受けて、最大126店舗を休業することとなりました。

休業期間中の地代家賃等を店舗臨時休業による損失(298百万円)として特別損失に計上しております。

(7) 事務所移転費用引当金繰入額

東京本社の移転を決定したことに伴い、新東京本社に転居後、旧東京本社の原状回復工事を行うと見込まれる期間の賃借料相当額を引当金繰入額(235百万円)として計上しております。

(8) 事業構造改革費用引当金繰入額

米国事業の構造改革に伴う未経過分の地代家賃等を引当金繰入額(539百万円)として計上しております。

4. 株主資本等変動計算書(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								
			資本剰余金			利益剰余金			
	資本金		その他	資本	~.1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\	その他利	利益		
		資本準備金	資本剰余金	剰余金 計	利益準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	剰余金 合 計	
2021年9月1日残高	3,202	3,157	22	3,179	8	60	10,798	10,866	
当期変動額									
剰余金の配当							△863	△863	
当期純損失							△1,349	△1,349	
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	△2,213	△2,213	
2022年8月31日残高	3,202	3,157	22	3,179	8	60	8,585	8,653	

	株主	資本	評価・換	純資産	
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	合 計
2021年9月1日残高	△5,002	12,245	_	_	12,245
当期変動額					
剰余金の配当		△863			△863
当期純損失		△1,349			△1,349
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			189	189	△2,023
当期変動額合計	△0	△2,213	189	189	△2,023
2022年8月31日残高	△5,003	10,032	189	189	10,221

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均

法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

但し、工具、器具及び備品等については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 9~50年

工具、器具及び備品 3~15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

但し、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用

可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して

おります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能 性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 事務所移転費用引当金

東京本社の移転を決定したことに伴い、新東京本社に転居後、旧東京本社の原状回復工事を行うと見込まれる期間の賃借料相当額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社としてグループ内の事業子会社の統括業務を行っております。子会社からは、契約に基づき経営指導料、システム使用料及び不動産賃貸料を収受しており、グループ内の事業子会社の統括業務の提供により履行義務が充足されることから、当該業務の提供に応じて収益を認識しております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 809百万円
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報 連結計算書類 連結注記表(会計上の見積りに関する注記)(繰延税金資産の回収可能性)に同一の内 容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

2022年1月14日に発表いたしました「東京本社移転に関するお知らせ」のとおり、当社は2023年2月に東京本社の移転を予定しております。これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、本社移転等に係る資産除去債務につきましては、新たな情報の入手に伴う見積額の変更に加え、移転予定日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するように変更しております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微です。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

958百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

2,421百万円

② 長期金銭債権

7,860百万円

③ 短期金銭債務

69百万円

(3) 保証債務

関係会社について、金融機関からの借入及びリース取引等に対して、債務保証を行っております。

吉姿商貿(瀋陽)有限公司	6百万円
睛姿(上海)企業管理有限公司	2,625百万円
JINS Eyewear US, Inc.	228百万円
台灣睛姿股份有限公司	112百万円
JINS Hong Kong Limited	104百万円
	3.076百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益4,462百万円営業費用30百万円営業取引以外の取引107百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株	式	の種	類	当事業年度期首	増	加	減	少	当 事	業年		末
普	通	株	式	639,784株		31株		-株		639	,815柞	朱

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認額	15百万円
貸倒引当金	117百万円
資産除去債務	83百万円
関係会社株式評価損	1,773百万円
関係会社株式	297百万円
繰越欠損金	389百万円
その他	182百万円
繰延税金資産小計	2,860百万円
評価性引当額	△1,958百万円
繰延税金資産合計	901百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△24百万円
その他有価証券評価差額金	△67百万円
繰延税金負債合計	△91百万円
繰延税金資産の純額	809百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

	NO WENT I						
種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社ジンズ	(所有) 直接 100.00	役員の兼任 資金の援助等	資金の回収 (注1)	1,480	関係会社短期貸付金	1,480
				利息の受取 (注1)	58	関係会社長期貸付金	7,400
				業務受託料等の受取 (注2)	4,052	その他	386
子会社	睛姿(上海)企業管理有限公司	(所有) 間接 100.00	役員の兼任資金の援助等	債務保証 (注3)	2,625	_	_
				資金の貸付 (注1)	358	関係会社	社 金 460
				利息の受取 (注1)	18	短期貸付金	
子会社	JINS US Holdings, Inc.	(所有) 直接 100.00	役員の兼任	増資の引受 (注4)	4,046	_	_
子会社	JINS Eyewear US, Inc.	(所有) 間接 100.00	資金の援助等	資金の貸付 (注1)	628		_
				資金の回収 (注1)	3,226	_	
				利息の受取 (注1)	27		
子会社	JINS CAYMAN Limited	(所有) 直接 100.00	役員の兼任	増資の引受 (注5)	439	_	_
子会社	株式会社Think Lab	(所有) 直接 98.40	役員の兼任 資金の援助等	利息の受取 (注1)	2	関係会社短期貸付金	400
				貸倒引当金繰入額	53	貸倒引当金	385

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付条件については、市場金利などを勘案して決定しております。
 - 2. 業務受託料等については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
 - 3. 債務保証は借入、リース取引等について連帯保証を行っているものであります。
 - 4. 増資の引受は、JINS US Holdings, Inc. が行った増資を引き受けたものです。
 - 5. 増資の引受は、JINS CAYMAN Limited が行った増資を引き受けたものです。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項 に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

437円 94銭

(2) 1株当たり当期純損失

57円 82銭

12. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

13. その他の注記

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額

10.800百万円

借入実行残高

_

差引未実行残高

10,800百万円

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2017年8月29日付にて取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

契約の総額

8,000百万円

当事業年度末借入可能残高

4,000百万円

借入実行残高

_

差引未実行残高

4,000百万円

なお、当該コミットメントライン契約のコミット期間は2022年8月31日に終了となるため、2022年8月26日付で2022年9月1日をコミット期間開始日とする契約を締結しておりますが、契約の総額、借入可能残高に変更はありません。

(3) 財務制限条項

当社は、運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行とコミットメント契約を締結しており、これらの契約には下記の財務制限条項が付されております。

2017年8月29日付コミットメントライン契約

契約の総額

8,000百万円

当事業年度末借入可能残高

4.000百万円

借入実行残高

差引未実行残高

4.000百万円

以上の契約にかかる財務制限条項

- ①契約締結日以降の各決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の合計金額を、契約締結日直前の 決算期末日における金額の75%、または直近の各決算期末日における金額の75%のうち、いずれか高 い方の金額以上に維持すること。
- ②契約締結日以降の各決算期末日における連結損益計算書の経常損益の額を2期連続して損失としないこと。

なお、当該コミットメントライン契約のコミット期間は2022年8月31日に終了となるため、2022年8月26日付で2022年9月1日をコミット期間開始日とする契約を締結しておりますが、財務制限条項に変更はありません。

(4) 事務所移転費用引当金繰入額

東京本社の移転を決定したことに伴い、新東京本社に転居後、旧東京本社の原状回復工事を行うと見込まれる期間の賃借料相当額を引当金繰入額(235百万円)として計上しております。